

法 人 規 則 第 3 2 号

制定 平成29年 6月15日

改正 令和 3年 7月 1日

理事、監事及び評議員等に対する報酬の支給基準に関する規則

(目 的)

第1条 この基準は、社会福祉法人アイリス福祉会の理事、監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員に支給する報酬の基準等について定めることを目的とする。

(理事等の勤務形態に応じた報酬の支給の区分)

第2条 定款第5条に規定する評議員並びに定款第16条第1項に規定する理事（法人の職員たる理事を除く。）及び監事は非常勤とする。

2 前項の理事、監事及び評議員が、法人の定める会議等（理事会、評議員会、監事監査、行政機関による指導・監査をいう。以下同じ。）に出席した場合、報酬を支給することができる。

(報酬の額)

第3条 報酬の額は、会議等への出席1回につき、一律10,000円（所得税を含まず）とする。

(支給の方法及び形態)

第4条 報酬は現金支給とし、会議等への出席の都度手渡しとする。

(報酬の総額)

第5条 理事及び監事に支給することができる報酬の額は、各年度の総額で示すものとし、評議員会の決議を必要とする。

(評議員選任・解任委員に対する報酬の支給)

第6条 定款第6条第2項に規定する評議員選任・解任委員（法人の職員たる委員を除く。）は非常勤とし、評議員選任・解任委員会への出席に際し、この基準に準じて報酬を支給することができる。

(費用弁償)

第7条 第2条第1項の理事、監事及び評議員並びに第6条の評議員選任・解任委員には、職務を行うため、特に要した費用についてはその都度弁償する。

附 則

この基準は、平成２９年６月１５日から施行する。

なお、社会福祉法人アイリス福祉会役員等の報酬及び費用弁償規則（法人規則第４号（平成１３年１０月２２日制定））は平成２９年６月１５日をもって廃止する。